

スウェーデンにおける勤労所得税額控除のワーキングプア対策としての可能性

松田有加

Yuka Matsuda

滋賀大学 経済学部 / 教授

はじめに

本稿では、スウェーデンの勤労所得税額控除について検討し、これを日本においてワーキングプア対策として適用する可能性について探りたい。勤労所得税額控除とは、「勤労によって得た所得にかかる所得税の一部を税額控除することで、減税を行う」¹⁾ものであり、また、勤労所得の増加とともにその税額控除による減税額は増加することから、労働インセンティブを有している。

スウェーデンでは2006年選挙で、1994年以来政権を担ってきた社会民主党政権から、保守中道政権へ12年ぶりに政権交代し、2014年の選挙で再び社会民主党政権へ戻っている。保守中道政権時の2007年に、勤労所得税額控除が導入され、その後2008年、2009年、2010年、2014年、2016年に改正された。そこで、本稿では、その導入の背景および改正理由について触れるとともに、スウェーデンにおける勤労所得税額控除の仕組みと現状について考察したい。

現在日本では、非正規労働者が増加し、就労しながら低賃金で生活しているワーキングプアが問題視されている。こうした事態に対処するための1つの方策として、日本でも給付付き勤労所得税額控除が検討された²⁾。アメリカやイギリスでは、「貧困の罠」を解消することが、給付付き勤労所得税額控除導入の目的の1つとなっている。しかしながら、日本ではシングルマザーの就業率が国際的に見て最高水準にあること³⁾、また、日本では生活保護受給の審査が厳しく、母子世帯の約9割は就労による収入と児童扶養手当で生活しており、母子世帯で生活保護を受給する世帯は1割程度にすぎないことから⁴⁾、「生活保護がもたらす貧困の罠の

1) 湯元、佐藤[2010]201ページ。

2) 例えば、田近・八塩[2006]、東京財団政策研究[2010]などが挙げられる。

3) 埋橋[2003]333ページ。

問題を解消するための給付付き税額控除という発想は、日本の実態からややずれている」⁵⁾との指摘がある。また、給付付き勤労所得税額控除の執行にあたっては、課税最低限以下の人々の所得に関する情報がないこと、税務調査コストが高まること、別個に設計されている社会保障制度と税制をどう一体的に運営するか、すでに実施されているアメリカやイギリスで不正申告が多発していることなど多くの問題点が指摘されている⁶⁾。

スウェーデンの勤労所得税額控除の特徴の1つは、給付がないことである。給付のない勤労所得税額控除ならば、先ほど挙げた問題点のうち、課税最低限以下の人々の所得に関する情報がないという問題を回避でき、現行の社会保障制度と税制に基づいた制度設計が可能となる。ゆえに、給付なしの勤労所得税額控除の執行は、給付付きのそれに比べて格段に容易になる。そこで本稿では、「貧困の罠」よりもワーキングプアが課題となっている日本の実情に鑑みて、給付なしの勤労所得税額控除を検討する。

また、税制における所得再分配は重要な機能であり、これが勤労所得税額控除によってどう変化したか分析する必要がある。

アメリカやイギリスなどにおける給付付き勤労所得税額控除に関する研究は多数ある。それに比べて、スウェーデンにおける勤労所得税額控除の研究は非常に限られている⁷⁾。そこで、本稿では、スウェーデンの勤労所得税額控除を取り上げ、給付なしの勤労所得税額控除の日本への適用可能性について検討したい。

I スウェーデンにおける 勤労所得税額控除導入の背景⁸⁾

スウェーデン経済は、2006年選挙に先立って問題を抱えていた。まず、失業率が高止まりしていた。スウェーデンでは失業率は1970年代半ばから1980年代末まで2%から4%と低い水準で推移していたが、1990年代半ばに急上昇して10%を超えるに至り、急激に高水準に至った⁹⁾。1998年以降失業率は低下するが、2000年以降も6~8%程度と比較的高い水準が続いた。次に、スウェーデンでは疾病保険手当受給者数が高止まりし、失業保険と積極的労働市場政策プログラムの給付が結果的に事実上の長期失業者を生み出し、モラルハザードの可能性が指摘されていた。さらに、スウェーデンの社会保障の大部分を占めるのは、所得比例型の社会保険であることから、それまで就労による所得があったことが受給要件となる。そのため、もし所得比例型の社会保険が、長期失業者や長期疾病手当受給者のほか、専業主婦などのアウトサイダーを排除する仕組みとして機能してしまうと経済格差が拡大することとなる。こうした経済格差を解消するには、彼らを労働市場へ包摂し、就業率を高めていくことが必要と考えられた。

また、スウェーデンにおける労働市場政策への支出は1990年代初め以降、次第に減少していた。図1には、スウェーデンと先進諸国における労働市場政策に対する政府支出額の対GDP比を示している。スウェーデンでは、1990年代初めには先進諸国に比べて労働市場政策支出は顕著に大きかったが、その後、失業率が10%を超えている中でも労働市場政策支出は減少し、さらに2000年代後半には先進諸国平均を下回っている。労働市

4) 阿部、國枝、鈴木、林[2008]第6章参照。

5) 駒村[2010]222ページ。

6) 埋橋[2011]156ページ、森信[2008]第2章参照。

7) 宮寺[2008]、鎌倉[2010]、湯元・佐藤[2010]、佐藤[2012]、

八塩[2015]、藤岡[2016]などで少し触れられている程度である。

8) 本節では、佐藤[2012]、宮寺[2008]、宮本[2007]を参照している。

9) OECD参照。

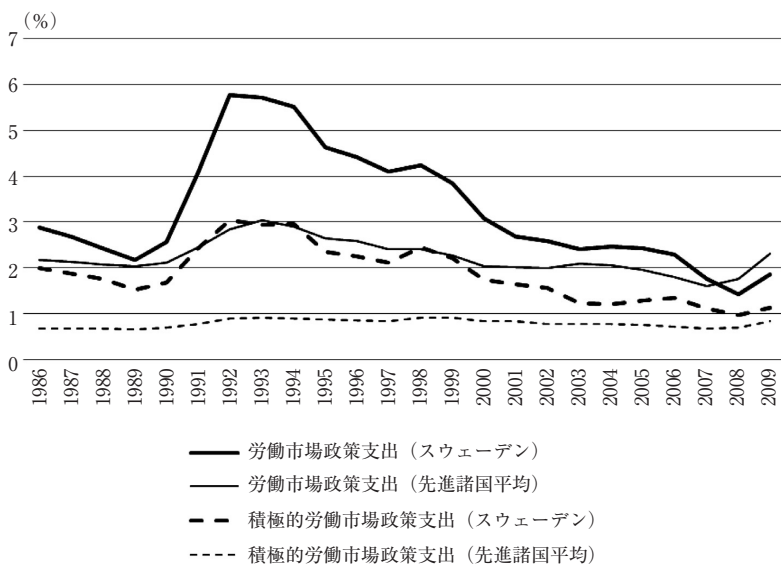
場政策支出は、2000年代終わりには、失業率が低かった1980年代末を下回る低い水準まで低下している。2006年選挙で保守中道政権へ交代する以前の、社会民主党政権時から減少傾向が見られたことは興味深い。この減少要因として、第1に、1990年代後半以降の財政再建の中で労働市場政策支出も抑制されたこと、第2に、労働市場政策の効果が疑問視されたことが挙げられる。これは、社会民主党政権が、失業に対して有効な対策を打てていなかったことを意味する。

これに対し、2006年選挙において、保守中道連合は税制改革や失業保険改革を通じて就労インセンティブを高めることによってアウトサイダーを労働市場に取り込む新たな政策を主張し、選挙に

勝利した。そして、保守中道政権時の2007年に勤労所得税額控除が導入されたのである。なお、給付なしの勤労所得税額控除になった理由は、先に述べたようにスウェーデンでは高止まりする疾病保険手当受給者数が問題視されていたからであろう。

II スウェーデンにおける勤労所得税額控除の概要

本節では、スウェーデンにおける勤労所得税額控除の導入目的および仕組み、そして導入後どのような改正が行われてきたか考察したい。



(注)「先進諸国」には、イタリアを除くEU-15と、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカを含む。1986-2009年の全期間におけるデータが入手できない国はここに含めなかった。

(出所) 佐藤[2012]図表6、66ページ。

図1 労働市場政策に対する政府支出額の対GDP比

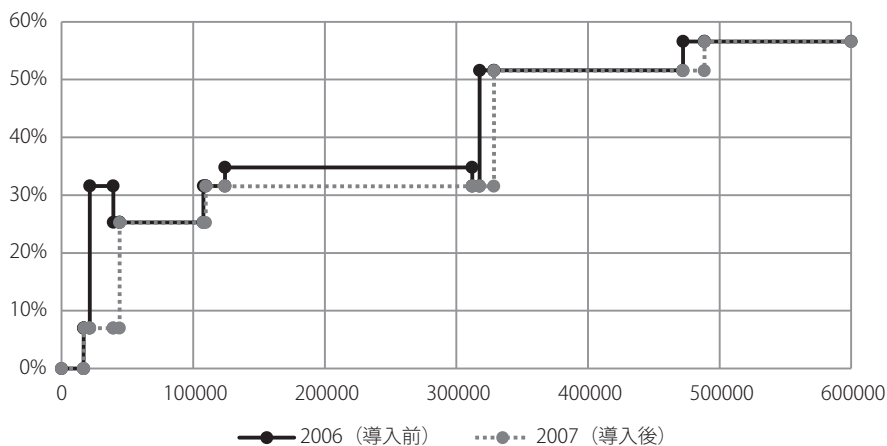
2.1 2007年導入時の勤労所得税額控除の概要

勤労所得税額控除の目的は、主として労働インセンティブを高めることにあった。勤労所得税額控除による減税により、アウトサイダーが労働市場へ参入するインセンティブを高めることによって、失業率を下げる事が期待されたのである。また、既に働いている人々の労働時間を延ばすことも意図されていた。

勤労所得税額控除導入前においては、図2に示したように、限界税率が特に低所得部分でイレギュラーに高くなっており、これが人々の労働インセンティブを削いでいると考えられた。そこで、労働をより収益性の高いものにするために、勤労所得税額控除による所得税減税が行われたのである。図2に掲げられた勤労所得税額控除導入前後の限界税率を比較してみると、低所得部分でのイレギュラーな限界税率の上昇はその導入後にはな

くなっており、所得が増加するにつれて、限界税率はなだらかに上昇するよう変更された。また、その導入前に比べてその導入後の2007年には中低所得層の限界税率が引き下げられていることが見て取れる。なお、本稿では示していないが、勤労所得税額控除の導入により、平均税率も全体的に引き下げられた。

2007年1月1日に導入された勤労所得税額控除は表1に示された計算式で算定された。なお、勤労所得と労働所得とはここでは区別されている。すなわち、勤労所得は被用者所得とアクティブな事業活動からの所得¹⁰⁾を含んでいるが、労働所得には、勤労所得に加えて、所得税を課税される社会保障給付、具体的に言えば、年金給付額等も含んでいる。勤労所得税額控除は勤労所得のみに適用されることから、その減税は年金受給者には認められないこととなる。また、スウェーデンの課税単位は個人であり、所得税の計算にあたっては



(出所) Skatteverket [2006] 4.23Diagram, Skatteverket [2007] 4.23Diagramより筆者作成。

図2 勤労所得税額控除導入前後の限界税率

¹⁰⁾ 少数の株主が会社の議決権を支配する場合、その株主は配当等の資本所得を得るとともに、アクティブに事業活動に従事して勤労所得を得る。

表1 勤労所得税額控除の計算(2007年)

65歳未満		65歳以上	
勤労所得	勤労所得税額控除	勤労所得	勤労所得税額控除
-0.79PBB	$(AI-GA)*KI$	-1.59PBB	$(AI-GA)*KI$
0.79PBB -2.72PBB	$\{0.79PBB+0.2(AI-0.79PBB)-GA\} *KI$	1.59PBB -2.72PBB	$\{1.59PBB+0.2(AI-1.59PBB)-GA\} *KI$
2.72PBB-	$(1.176PBB-GA)*KI$	2.72PBB-	$(1.816PBB-GA)*KI$

(注) AIは勤労所得、GAは所得税の基礎控除、KIは地方所得税率を示している。

(出所) Regeringens proposition 2006/07:1 より筆者作成。

基礎控除が認められているのみで、配偶者控除や扶養控除などは設けられていない点で、日本の所得税と異なっている。

65歳未満と65歳以上で適用される勤労所得税額控除が異なるので、まず65歳未満の人々に適用される勤労所得税額控除から説明しよう¹¹⁾。

勤労所得が0.79PBB¹²⁾すなわち31,800krまでは、勤労所得から基礎控除を差し引いた額に、地方所得税率を掛けたものが勤労所得税額控除とされる。なお、労働所得が316,700krを超えると国所得税が課税されるが、それまでは地方所得税しか課税されない。また、勤労所得税額控除は地方所得税から控除され、国所得税からは控除されない。したがって、31,800krまでの勤労所得には、結局、地方所得税の負担はゼロとなる。なお、地方所得税率は地方政府ごとに異なるが、2007年の平均地方所得税率は31.55%であった¹³⁾。また、基礎控除についても、勤労所得税額控除と同様にPBBを用いて計算されることから、勤労所得税額控除の計算は極めて複雑になる。しかし、このことは勤労所得税額控除が基礎控除と調整されていることを意味する。

勤労所得税額控除による減税額を図3に示した。65歳未満に適用される勤労所得税額控除を

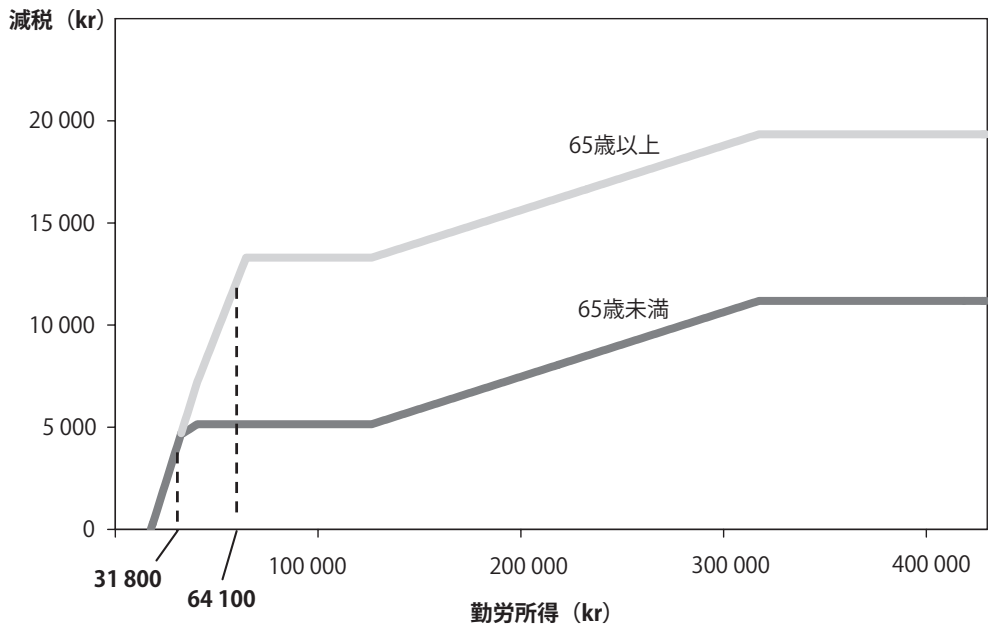
見ると、2007年には勤労所得が基礎控除の最低額17,100krを超えたところから減税が発生し、勤労所得が約4万krから約13万krまで減税額は一定となるが、その後再び勤労所得が高まるにつれて減税額も増加し、30万krを超えたあたりでまた減税額が約11,200krで一定となる。アメリカやイギリスの勤労所得税額控除において設定されているような逡減部分はなく、これがスウェーデン勤労所得税額控除の特徴の1つであった。

この特徴より、スウェーデンでは勤労所得を有する全ての人が勤労所得税額控除を受けることから、アメリカやイギリスの労働をより収益性の高いものにするによる労働インセンティブの上昇が低所得層に限られるのに対して、スウェーデンでは比較的高い所得層までその労働インセンティブが上昇することになる。また、これまでのところで述べたように、スウェーデン勤労所得税額控除には還付ないし給付がないことも特徴的である。したがって、アメリカやイギリスの勤労所得税額控除のようにターゲットを絞った減税ではなく、勤労所得を有するすべての人が対象となる普遍的な減税となっていることも特徴である。ただし、表2に示したように、スウェーデンにおいても、勤労所得が低いほど、減税率、すなわち、勤労所得に占める勤労

11) 基礎控除は、勤労所得に加えて、老齢年金や失業給付と疾病給付から成る所得によって決定される。そこで、本稿では、話を分かりやすくするため、すべての所得が勤労所得であるとす。

12) PBBはPrisbasbeloppを略記したもので、物価水準額を

示している。これは社会保険法に従って、毎年消費者物価指数に基づいて算出される。そして、所得税の基礎控除額はこれにより計算されており、毎年物価変動分が調整されることとなる。同様のことが勤労所得税額控除においても言える。なお、2007年のPBBは40,300krであった。また、2017年11月8日現在、1スウェーデンクローナ(kr)は13.56円である。



(出所) Skatteverket[2006]4.21Diagram。

図3 勤労所得税額控除の減税額(2007年)

所得税額控除による減税額の比率が高いことから、減税は相対的に所得の低い層へ手厚く配分されていることがわかる。さらに、アメリカやイギリスの勤労所得税額控除は家族構成や子供の数に

よって減税額が変化するが、スウェーデンではこうしたものに減税額は依存しないという特徴もある。

続いて、65歳以上の人々へ適用される勤労所得税額控除について触れたい。まず、表1と図3より、65歳未満の人々へ適用される勤労所得税額控除に比べて、65歳以上の人々へ適用されるそれは寛大であることがわかる。具体的に言えば、65歳未満の人々の減税額は最高で約11,200krであるのに対して、65歳以上の人々のそれは約18,000krになっており減税額が大きい。これは、スウェーデンにおいて寿命が伸びているにもかかわらず退職年齢が引き上げられていないことから、社会保障費の負担増が予想されるため、65歳以上の人々への労働インセンティブを高めて労働市場に留めようとするものである¹⁴⁾。

表2 各年における勤労所得階級別の減税率

勤労所得 (kr)	2007 (%)	2014 (%)	2014/2007 (倍) ^注	2016 (%)
100,000	5.2	9.6	1.9	9.6
300,000	3.6	7.5	2.1	7.6
500,000	2.2	5.2	2.4	5.3
1,000,000	1.1	2.6	2.4	1.4
1,500,000	0.7	1.8	2.6	0.0

(注) (2014/2007)は、2014年の減税率を2007年のそれで控除して求めている。したがって、2014年の減税率が、2007年のその何倍であるかを意味している。

(出所) Regeringens proposition 2006/07:1 Tabell 5.1, Regeringens proposition 2013/14:1 Tabell 6.4, Regeringens Proposition 2015/16:1 Tabell 6.5 より筆者作成。

13) Skatteverket[2015]6.26 Tabell。

14) Regeringens proposition 2009/10:42, Regeringens proposition 2013/14:1 参照。

65歳以上の人々へ適用される勤労所得税額控除は、導入当初は表1にあるように65歳未満の人々に適用されるそれと同様に基礎控除と調整されていたが、2008年に拡張された後、2009年に簡素化の観点から表3に示したように基礎控除との調整はなくなった。そして、その後2016年に65歳未満の人々と同様の通減部分が設けられるまで変更されなかった。こうした経緯を踏まえて、本稿の残りの部分では、基本的に65歳未満の人々に適用される勤労所得税額控除を取り扱うこととしたい。

表3 65歳以上の人々に適用される勤労所得税額控除の計算(kr)

勤労所得	勤労所得税額控除
～100,000	$0.2 * AI$
100,000～300,000	$15,000 + 0.05 * AI$
300,000	30,000

(注) AIは勤労所得である。

(出所) Regeringens proposition 2008/09:39 20ページ。

2.2 勤労所得税額控除導入後の改正と現状

ここでは、2007年に導入された後の勤労所得税額控除の改正について考察したい。2007年以降、2008年、2009年、2010年、そして、社会民主党政権へ移った後の2014年においても、勤労所得税額控除は順次拡張され、その後2016年に一定の勤労所得を超える部分に通減部分が導入され、高所得層における減税が削減された。その様子は表4に示されている。2007年から2014年にかけて減税額が拡張されていることが見て取れる。より具体的には、物価変動を調整するために2007年PBBで算出した2014年における勤労所得税額控除の最高額は23,645kr、2007年のそれは約

11,200krであったことから、この7年間で減税額はおおよそ倍増している。2016年の勤労所得税額控除の算定方法は、13.54PBBまで2014年のそれと全く同一で、年間勤労所得13.54PBB超の部分に通減部分が付け加えられた形になっている。2016年のPBBで見て年間勤労所得約60万kr(13.54PBB)を超えると勤労所得税額控除の減税額が始まり、年間勤労所得約150万krで減税額はゼロになる。

このように勤労所得税額控除の拡張が2007年から2014年まで断続的に継続された理由は、労働政策としての有効性が認められたからである。にもかかわらず2016年に高所得層において通減部分が設けられたのは、他国の類似制度との比較から、および、財政的理由と再分配政策的理由からである。なお、2016年において20%および25%の国所得税が課税される年間労働所得はそれぞれ430,200krと625,800krである。例えば、2013年において、20歳以上の人口に占める20%の国所得税を適用された人の割合は14%、25%の国所得税を適用された人の割合は5%と、国所得税を課税されるのは比較的高所得者に限定されている。こうした状況を踏まえると、勤労所得税額控除が削減され始める年間勤労所得60万krはかなりの高所得層に該当すると言えよう。

勤労所得税額控除は、少し前に戻るが、表2に示したように、低所得者に手厚く配分されており、税による再分配に配慮されていることがわかる。また、2007年と2014年を比べると、減税率は全所得層に渡って高まっている。とくに、勤労所得が高いほど減税率が大きく増加しており、勤労所得税額控除は相対的に高所得層での拡張が大きかったことが明らかにされている。具体的に言えば、勤

表4 勤労所得税額控除の変遷

2007年		2014年		2016年	
勤労所得	勤労所得税額控除	勤労所得	勤労所得税額控除	勤労所得	勤労所得税額控除
-0.79PBB	(AI-GA)*KI	-0.91PBB	(AI-GA)*KI	-0.91PBB	(AI-GA)*KI
0.79PBB -2.72PBB	{0.79PBB +0.2(AI-0.79PBB) -GA}*KI	0.91PBB -2.94PBB	{0.91PBB +0.332(AI-0.91PBB) -GA}*KI	0.91PBB -2.94PBB	{0.91PBB +0.332(AI-0.91PBB) -GA}*KI
2.72PBB-	(1.176PBB-GA) *KI	2.94PBB -8.08PBB	{1.584PBB +0.111(AI-2.94PBB) -GA}*KI	2.94PBB -8.08PBB	{1.584PBB +0.111(AI-2.94PBB) -GA}*KI
		8.08PBB-	(2.155PBB-GA)*KI	8.08PBB -13.54PBB	(2.155PBB-GA)*KI
				13.54PBB-	(2.155PBB-GA)*KI -0.03(AI-13.54PBB)

(注) AIは勤労所得、GAは所得税の基礎控除、KIは地方所得税率を示している。

(出所) Regeringens proposition 2006/07:1, Regeringens proposition 2013/14:1 Tabell 6.3, Regeringens proposition 2015/16:1 Tabell 6.3より筆者作成。

労所得10万krでは、2014年の減税率は、2007年のその1.9倍になっているが、勤労所得150万krではそれは2.6倍となっており、高所得層の方が減税率の伸びが大きくなっているのである。

2014年と2016年の減税率を比べると、勤労所得50万krまではほぼ変化がない。しかし、勤労所得100万krでは、2016年には2014年よりも減税率が低下して1.4%になっており、150万krでは、2016年には減税率がゼロになっている。2016年より導入された勤労所得税額控除における通減部分の導入によるものである。これにより、減税率が、2014年には1.8%から9.6%であったが、2016年には0%から9.6%へ広がったことから、再分配機能はより高まると考えられる。

勤労所得税額控除はどのような規模で実施されてきたのだろうか。そこで、表5には2007年から2013年にかけての勤労所得税額控除総額と、地方所得税収および国と地方を合わせた総税収、そ

して、これらに占める勤労所得税額控除額の割合を示している¹⁵⁾。2007年に比べて2013年には、勤労所得税額控除総額は2倍強に増加しており、当該制度の拡張がここでも確認できる。また、地方所得税収に占める勤労所得税額控除総額の割合

表5 勤労所得税額控除の規模

	勤労所得税額控除総額 (百万kr) (A)	地方所得税収 (10億kr) (B)	A/B	総税収 (10億kr) (C)	A/C
2007	40,475	479	8.4%	1,486	2.7%
2008	53,467	503	10.6%	1,495	3.6%
2009	65,195	511	12.8%	1,457	4.5%
2010	76,812	523	14.7%	1,520	5.1%
2011	80,359	538	14.9%	1,555	5.2%
2012	83,604	561	14.9%	1,568	5.3%
2013	85,795	582	14.7%	1,630	5.3%

(出所) Skatteverket[2015] 5.1Tabell.6.21Tabellより筆者作成。

15) データの制約上、ここでは2013年までの数値を示している。

(A/B)は、2007年に8.4%だったのが、2013年には14.7%まで高まっている。そして、総税収に占める勤労所得税額控除総額の割合(A/C)も上昇しており、2007年の2.7%から2013年に5.3%へ増加している。

スウェーデンには勤労所得税額控除の他にも、RUT労働に対する税額控除とROT労働に対する税額控除があり、RUT労働およびROT労働に対して支払われた費用の一部を税額控除するというものである。なお、RUTはRengöring、Underhåll、Tvättの略語で、居住している住宅における主要な家事労働、例えば、掃除、洗濯、育児などの家事を指し、ROTはRenovering、Ombyggnad、Tillbyggnadの略語で、所有する住宅の修理、メンテナンス、改造を意味する。2013年における両者の税額控除額合計は175億3,200万krであった¹⁶⁾。これは、地方所得税収の約3%、総税収の約1%にすぎない。このことから、勤労所得税額控除の規模が比較的大きいことが理解されよう。

最後に、地方所得税収に占める勤労所得税額控除額の割合も、総税収に占めるその割合も、ともに2007年以降2010年まで上昇し、その後ほぼ横ばいとなっている。これは、2007年の勤労所得税額控除導入後、2010年まで毎年それが拡張されたが、その後2014年の改正まで据え置かれたからであろう。

本節では、勤労所得税額控除の導入目的と仕組み、その後の改正と現状について考察してきた。続いて3節では、勤労所得税額控除がスウェーデンでどのように評価されているのか明らかにし、その所得再分配について若干の分析を行いたい。

III スウェーデンの 勤労所得税額控除の評価と分析

スウェーデンの勤労所得税額控除については、減税が教育へのインセンティブを高めるといった議論や、景気対策の一環として、減税により家計消費を高めることの必要性などを説く議論もあるが、主として労働供給と所得再分配への効果について分析されていることから、これらに関する評価について紹介した後、所得再分配にかかる若干の分析を行いたい。

3.1 労働供給への効果

Finanspolitiska Rådet (財政政策評価委員会) [2014]では、勤労所得税額控除の労働供給への効果を、既に就労していた人の労働時間延長と、就労していなかった人の新たな労働市場参入との2つに区分してシミュレーション分析を行っている。表6には長期における労働供給効果を示している。長期のかかる効果のみを示している理由は、短期では単に減税の効果しか分析されていないのに対して、長期ではそうした減税の効果に加えて、労働供給の変化を考慮に入れているからである。また、表6に示したのは2007年以後2014年までの効果であり、2016年の改正にかかる効果については含まれていない。2016年において設けられた逓減部分の効果については、今後の研究課題としたい。さらに、表6では、2007年から2014年までの勤労所得税額控除にかかる全ての税制改正が一度に実施されたと仮定した場合の効果を示している。

表6より、勤労所得税額控除によって、2.40%の労働時間の増加があったことが示されている。これは112,704年間労働単位¹⁷⁾に相当する。その内

¹⁶⁾ Skatteverket[2015]6.38 Tabell。

¹⁷⁾ 年間労働単位1単位は、1,800時間に相当する。

表6 長期における労働供給効果

	変化	所得階級別の変化(四分位)			
		1	2	3	4
労働時間	2.40%	20.39%	2.18%	0.93%	0.42%
年間労働単位	112,704	69,184	21,708	14,081	7,730
うち、労働時間延長	21,297	15,334	3,581	1,947	435
うち、労働市場参入	90,063	58,437	15,117	10,327	6,182

(出所) Finanspolitiska Rådet[2014] Table 4.11より筆者作成。

訳は、既に働いている人の労働時間の延長によるもの21,297年間労働単位と、新たに労働市場に参入したことによるもの90,063年間労働単位とに分けられる。ゆえに、新たに労働市場に参入することによる労働供給増加が大きいことがわかる。また、所得階級別の労働供給効果については、第1四分位での増加が20.39%と圧倒的に大きいことから、低所得層を中心に労働供給が増加したことが見て取れる。したがって、勤労所得税額控除の目的である労働供給の増加には十分な効果が認められると評価されている。

Aaberge, R. and L. Flood[2013]は、シングルマザーの労働供給について、スウェーデンの勤労所得税額控除と、アメリカのそれをスウェーデンに導入した場合との効果を比較したマイクロシミュレーション分析を行っている。ここでも、スウェーデンの勤労所得税額控除に関して、先のFinanspolitiska Rådetの分析と同様の結果が示されており、労働供給を増加させる効果が認められている。なお、アメリカの勤労所得税額控除は、減税額に連減部分が設けられていることから、労働供給の増加は比較的所得層に限定されることが明らかにされていることは興味深い。

3.2 所得再分配への効果

次に、勤労所得税額控除の所得再分配への効果について考察しよう。Finanspolitiska Rådet[2014]では、勤労所得税額控除導入前後の長期における所得分配の変化を、中位者所得との比較により示している。表7において、P50は中位者所得を、P10は所得者全体の下位10%に位置する人の所得を、P20は所得者全体の下位20%に位置する人の所得を、以下同様にP90は所得者全体の上位10%に位置する人の所得を意味している。一方、P50を下回る所得において、例えば、P10/P50は、所得者全体の下位10%に位置する人の所得が、中位者所得に占める割合を表しており、この割合が小さいほど所得格差が大きいこととなる。他方、P50を上回る所得において、例えば、P90/P50では、先ほどとは逆に、この割合が大きいほど所得格差が大きいことを示している。また、表7における差は、各割合の勤労所得税額控除前後の差を意味しており、変化率は、この差が勤労所得税額控除前の割合に占める比率である。

表7より、勤労所得税額控除によって低所得部分において、中位者所得との所得格差が拡大することが見て取れる。しかもその変化率は(P10/

P50)で2.35%、続く(P20/P50)で2.46%、(P30/P50)で1.20%と相対的に大きくなっている。これに対して、高所得部分においては差がマイナスになっており所得格差が縮小していることがわかる。特にP90/P50では変化率が-1.02%と大きめである。しかしながら、この変化率は、先に触れた低所得部分の変化率に比べると相対的に小さいと言わざるを得ない。したがって、全体として所得格差は拡大したと結論づけられている。

なお、ジニ係数については、勤労所得税額控除導入前の0.285から、その導入後の0.282へ僅かではあるが減少しており、所得格差がほんの少しだけ減少していることが示されている。勤労所得税額控除導入後、中低所得層では中位者所得との差が広がったが、一部の高所得層においては中位者所得との差が縮まった¹⁸⁾。この2つの影響により、所得格差の全体像を示すジニ係数にはほぼ変化が見られなかったと述べられている。

スウェーデンでは低所得層により多くの勤労所得税額控除による減税率が認められたことは先に述べたが、にもかかわらず常に所得格差が縮小されるわけではないのである。先に述べた通り、勤労所得税額控除の対象は勤労所得のみであり、年金給付などは減税対象とされなかったことから、勤労所得税額控除によって社会保障依存を離れ就労する人および既に就労していた人と、依然として就労せず社会保障に依存する人との間での所得格差は拡大することになるからである。

Finanspolitiska Rådet[2014]は、2011年の統計データを用いて、2007年から2014年までの勤労所得税額控除の効果を測定するシミュレーション分析である。しかし、税制における効果を明らかにするには、現実のデータを用いて分析することも不可欠である。そこで次に、実際の税務データを用いて、勤労所得税額控除の所得再分配への影響を検討したい。

表7 中位者所得と比べた所得の変化

	勤労所得税額控除前 (a)	勤労所得税額控除後 (b)	差 (c)	変化率 (c/a)
P10/P50	0.560	0.547	0.013	2.35%
P20/P50	0.688	0.671	0.017	2.46%
P30/P50	0.796	0.786	0.010	1.20%
P40/P50	0.899	0.897	0.002	0.27%
P50/P50	1.000	1.000	0.000	0.00%
P60/P50	1.111	1.113	0.002	0.15%
P70/P50	1.245	1.248	0.003	0.24%
P80/P50	1.424	1.417	-0.006	-0.45%
P90/P50	1.719	1.702	-0.018	-1.02%
中位者所得(P50)	217,845kr	235,313kr	17,468kr	—
ジニ係数	0.285	0.282	—	—

(出所) Finanspolitiska Rådet[2014] Table 4.14より筆者作成。

18) Finanspolitiska Rådet[2014] Figure 4.1、133ページ参照。

3.3 所得再分配にかかる分析

勤労所得税額控除の所得再分配機能を確認するため、2007年および2013年におけるその実施前後のジニ係数を計測した¹⁹⁾。課税対象労働所得は、賃金および課税される社会保障給付を加えたものから通勤費等を控除し、自営業所得を加え、一般控除を控除したものである²⁰⁾。また、18歳以上の人々にかかるデータであることから、本分析には65歳以上の退職者を含んでいる。

まず、課税対象労働所得にかかるジニ係数を、次に、課税対象労働所得から所得税と年金保険料負担を控除し、年金保険料負担とほぼ同額の税額控除を加算した勤労所得税額控除前の所得にかかるジニ係数を、そして最後に勤労所得税額控除後の所得に係るジニ係数を算定している。なお、年金保険料負担はほぼ全額税額控除されるので、実質的な負担はないこととなる。

算定したジニ係数を表8に示している。改善度は課税対象労働所得における不平等が何%是正されたかを表すものである。これは、表8の差を、課税対象労働所得にかかるジニ係数(A)で除して求めている。

表8より、2007年でも2013年でも、課税対象労働所得のジニ係数と勤労所得税額控除前のジニ係数とを比較すると、いずれも後者の方が小さくなっている。このことから、基本的に所得税により所得格差は縮小していることが示されており、所得税の所得再分配効果を確認できる。

勤労所得税額控除前のジニ係数とその後のジニ係数とを比べると、後者の方がわずかではあるが大きくなっていることがわかる。これは、2007年でも2013年でも同様である。つまり、いずれの年においても勤労所得税額控除によってわずかでは

あるが、所得格差は拡大している。なお、2007年に比べて2013年の方が、勤労所得税額控除前後のジニ係数の差のマイナス幅が大きくなっている。これは、先に述べたように2007年以降の改正で、勤労所得税額控除の高所得層での拡張が相対的に進んだことにより、税による所得再分配機能が縮小したからであろう。

続いて改善度を目を転じると、2007年においても2013年においても、所得税によって、課税対象労働所得において生じていた所得格差の10%程度が改善されている。しかし、勤労所得税額控除によって、2007年には0.54%、2013年には0.81%だけ所得格差が拡大している。勤労所得税額控除によっていずれも1%未満とごく僅かではあるが、税による所得再分配機能の低下がみられると結論づけられよう。

表8 2007年と2013年におけるジニ係数

	2007年	2013年
課税対象労働所得		
ジニ係数(A)	0.370	0.384
差(A-B)	0.039	0.038
改善度(A-B)/A	10.52%	9.85%
勤労所得税額控除前		
ジニ係数(B)	0.331	0.346
差(B-C)	-0.002	-0.003
改善度(B-C)/A	-0.54%	-0.81%
勤労所得税額控除後		
ジニ係数(C)	0.333	0.349
差(A-C)	0.037	0.035
改善度(A-C)/A	9.98%	9.04%

(出所) Skatteverket[2009] 4.38 Tabell、Skatteverket[2015]6.39 Tabell より筆者作成。

19) 現時点で入手可能な最も新しいデータは2013年のものである。したがって、ここでの分析では2014年および2016年における勤労所得税額控除の改正内容を含んでいない。2014年以降についての分析は今後の課題としたい。

20) Skatteverket[2015] 6.9 Tabell。

この分析結果は、3.2で述べた先行研究での結果と基本的に一致している。勤労所得税額控除は必ずしも税による所得再分配機能を高めるものではないのである。

おわりに

これまでのところで、スウェーデンにおける勤労所得税額控除導入の経緯と、仕組み、その後の改正および評価について考察してきた。スウェーデンの勤労所得税額控除は給付ないし還付がないことから、租税システムの内部でその仕組みが完結する。これに対して、給付付き勤労所得税額控除は、租税システムの範囲を超えて社会保障システムとの一体化が必然的に必要となる。日本では周知の通り、租税システムと社会保障システムは別個に考えられてきた。したがって、スウェーデンの勤労所得税額控除は、日本にとって比較的導入しやすく、一度検討を試みる必要があった。

給付なしの場合にも勤労所得税額控除は、ワーキングプアの税負担を一定程度軽減することから、ワーキングプア対策としての効果が見込める。ただし、スウェーデンの事例でみたように、税による所得再分配機能は勤労所得税額控除により低下するおそれのあることから、日本へのその導入にあたっては、勤労所得においてだけでなく、所得全般で見て、あるいは他の税目も含めた税負担全体でみて、税による所得再分配機能がどのような影響を受けるか、また、労働供給が減税によってどのように変化するかなど、慎重に検討する必要がある。なお、その導入にあたっては財源についてしっかり議論しなければならないことは言うまでもない。

給付のない勤労所得税額控除の導入にあたっての検討課題は、給付付き勤労所得税額控除の導入にあたっての検討課題と重なり、既に東京財団政策研究[2010]や駒村[2010]、森信[2008]などで提示されているので、ここでは繰り返さない。しかしながら、先行研究で触れられていないスウェーデンと日本の税制の相違から生じる課題として重要なのは、日本でどのような所得に勤労所得税額控除を認めるかということではなからうか。スウェーデンでは二元的所得税が採用されており、勤労所得への減税を実施する前提が整っているが、日本では勤労にかかる所得は、給与所得と事業所得とに分かれており、どのように設計するかが課題となろう。さらに、勤労所得税額控除を日本に導入することは、新たな政策課税の導入につながることから、この導入自体の是非も問われよう。

ワーキングプアが問題となっている現在の日本において、正規労働者を前提とした既存の社会保障システムは明らかに時代遅れである。スウェーデンでは、勤労所得税額控除だけでなく、充実した職業訓練や高い最低賃金、国家による雇用創出策など複合的に、また、産業界と密接に協力して取り組んでいる。日本でもこれらを総合的に考慮に入れた経済政策を検討していかなければならない。

参考文献

- 阿部彩、國枝茂樹、鈴木亘、林正義[2008]『生活保護の経済分析』東京大学出版会。
- 埋橋孝文編著[2003]『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 埋橋孝文編著[2007]『ワークフェア——排除からの包摂へ?』法律文化社。

- ◎埋橋孝文[2011]『福祉政策の国際動向と日本の選択』法律文化社。
- ◎鎌倉治子[2010]「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報』第678号、1-12ページ。
- ◎駒村康平[2010]『最低所得保障』岩波書店。
- ◎佐藤吉宗[2012]「1990年代以降の労働市場政策の変化と現在の課題」『海外社会保障研究』No.178、58-80ページ。
- ◎田近栄治、八塩裕之[2006]「税制を通じた所得再分配——所得控除にかわる税額控除の活用——」小塩隆士、田近栄治、府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、85-110ページ。
- ◎東京財団政策研究[2010]『給付付き税額控除具体案の減減～バラマキではない「強い社会保障」実現に向けて』。
- ◎鶴田廣巳[2011]「給付付き税額控除をめぐる論点」『立命館経済学』第59巻第6号、962-985ページ。
- ◎藤岡純一[2016]『スウェーデンにおける社会的包摂の福祉・財政』中央法規。
- ◎宮寺由佳[2008]「スウェーデンにおける就労と福祉——アクティベーションからワークフェアへの変質」『外国の立法』No.236、102-114ページ。
- ◎宮本太郎[2007]「スウェーデンの政権交代と新しい労働戦略」『生活経済政策』no.120、25-30ページ。
- ◎宮本太郎編著[2013]『生活保障の戦略』岩波書店。
- ◎諸富徹編著[2009]『グローバル時代の税制改革』ミネルヴァ書房。
- ◎森信茂樹編著[2008]『給付付き税額控除：日本型児童税額控除の提言』中央経済社。
- ◎八塩裕之[2015]「日本の勤労所得課税の実態——スウェーデンとの比較をもとに——」『会計検査研究』No.52、27-44ページ。
- ◎湯元健治、佐藤吉宗[2010]『スウェーデン・パラドックス』日本経済新聞出版社。
- ◎Aaberge, R. and L. Flood[2013] “U.S. versus Sweden: The Effect of Alternative In-Work Tax Credit Policies on Labour Supply of Single Mothers” , *IZA Discussion Paper Series*, No.7706.
- ◎Edmark, Karin, Che-Yuan Liang, Eva Mork and Hakan Selin[2012] “Evaluation of the Swedish Earned Income Tax Credit” , *IFN Working Paper*, No.901.
- ◎Finanspolitiska Rådet [2008] *Svensk finanspolitik : Finanspolitiska rådets rapport 2008*.
- ◎—— [2009] *Swedish Fiscal Policy: Report of the Swedish Fiscal Policy Council 2009*.
- ◎—— [2014] *Swedish Fiscal Policy: Report of the Swedish Fiscal Policy Council 2014*.
- ◎OECD, *Economic Outlook database*.
- ◎Regeringens Proposition 2006/07:1.
- ◎Regeringens Proposition 2007/08:22.
- ◎Regeringens proposition 2008/09:39.
- ◎Regeringens proposition 2009/10:42.
- ◎Regeringens proposition 2013/14:1.
- ◎Regeringens proposition 2014/15:1.
- ◎Regeringens proposition 2015/16:1.
- ◎Skatteverket, *Skatter i Sverige —— Skattestatistisk årsbok* 各年版。

Does the Swedish Earned Income Tax Credit Contribute toward Measures for the Working Poor?

Yuka Matsuda

Working poor refers to people who are poor though working. The number of working poor has been increasing in recent years in Japan, but the government has enacted no measures to help them. There is an abundance of research analyzing the earned income tax credit in the U.S. and the U.K. These countries provide a refundable tax credit. The Japanese government manages the tax office and the social security office separately, a system that makes it difficult to implement a refundable tax credit. We therefore examined the Swedish earned income tax credit, because it is not refundable. The purpose of this paper is to investigate the possibility of introducing the non-refundable earned income tax credit to Japan as a measure to assist the working poor.

First, we explain the background of Sweden's introduction of the earned income tax credit in 2007. Secondly, we consider the amendments to the earned income tax credit in 2008, 2009, 2010, 2014 and 2016, and their reasons, and show the present earned income tax credit in Sweden. Thirdly, we evaluate the effect of the tax on the workforce and analyze the income redistribution function. Finally, we show that the earned income tax credit increased the workforce while retaining the redistribution function.

With the increasing number of working poor today, the current social security system in Japan can be viewed as old-fashioned. The government needs to construct a new social security system, thus we examined the earned income tax credit, but it is also important that we consider other measures, minimum wages, and economic policies to strengthen economic growth.

